国立大学法人京都大学の組織に関する規程新旧対照表

改正前	改正後
目次 第１章　総則（第１条） 第２章　国立大学法人京都大学の組織 第１節　総長、理事、運営方針会議等（第２条―第６条） 第２節　経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議（第７条―第９条） 第３節　委員会（第１０条） 第４節　職員（第１１条） 第３章　京都大学の組織 第１節　職員等（第１２条―第１４条） 第２節　大学院（第１５条―第２４条） 第３節　学部（第２５条―第２９条） 第４節　附置研究所（第３０条―第３８条） 第５節　附属図書館（第３９条―第４１条） 第６節　医学部附属病院（第４２条―第４４条） 第７節　全国共同利用施設（第４５条） 第８節　学内共同教育研究施設（第４６条） 第９節　支援組織等（第４７条―第４９条） 第１０節　高等研究院（第５０条） 第１１節　その他の学内組織（第５１条） 第１２節　学系、学域及び全学教員部（第５２条―第５５条） 第４章　事務組織（第５６条） 第５章　監査室（第５７条） 附則	目次 第１章 第２章 第１節 （同　左） 第２節　経営協議会、教育研究評議会及び部局長・学系長会議（第７条―第９条） 第３節 第４節 第３章 第１節 第２節 第３節 第４節 第５節 第６節 第７節 （同　左） 第８節 第９節 第１０節 第１１節 第１２節 第４章 第５章 附則
（中　略） 第２節　経営協議会、教育研究評議会及び部局長会議 （中　略） （部局長会議） 第９条　法人に、法人の経営及び京都大学の教育研究に関し連絡、調整及び協議するため、部局長会議を置く。 ２　部局長会議の組織及び運営に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学部局長会議規程（平成１６年達示第５号）の定めるところによる。 （後　略）	第２節　経営協議会、教育研究評議会及び部局長・学系長会議 （部局長・学系長会議） 第９条　法人に、法人の経営及び京都大学の教育研究に関し連絡、調整及び協議するため、部局長・学系長会議を置く。 ２　部局長・学系長会議の組織及び運営に関し必要な事項は、国立大学法人京都大学部局長・学系長会議規程（平成１６年達示第５号）の定めるところによる。 附　則（令和８年達示１００号） この規程は、令和８年１１月１日から施行する。